

再生可能エネルギー設備(メガソーラー等の導入にあたって手続等が必要となると考えられる規制・相談窓口等)			
法律・条例・要綱等	規制概要	担当窓口部署	連絡先
消防法	発電事業の実施に際して危険物に指定されている物資を一定量以上使用する場合、事前に市の許可が必要	南九州市防災安全課	0993-83-2511
国土利用計画法	一定面積以上の土地の売買契約を締結した場合、締結日から2週間以内に市を經由して県への届出が必要(都市計画区域内:5,000㎡以上、都市計画区域外:10,000㎡以上)	南九州市企画課	0993-83-2511
鹿児島県土地利用対策要綱	1回1ha以上の面積の土地に係る開発について県との協議 都市計画法第29条、森林法第10条、採石法第33条、砂利採取法第16条に係る開発については1回10ha以上	鹿児島県企画部 地域政策課	099-286-2111
南九州市土地利用対策要綱	一定規模以上の面積の土地に係る開発について市との協議 (都市計画区域内:1,000㎡以上、都市計画区域外:3,000㎡以上)	南九州市都市計画課	0993-83-2511
鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観ガイドライン	出力1,000kw以上の風力発電施設を建設する際の景観形成に関するガイドラインに基づき、県との協議が必要。	鹿児島県企画部 エネルギー政策課	099-286-2111
都市計画法	「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」の開発を行う場合、県の許可が必要(都市計画区域内:3,000㎡以上、都市計画区域外:10,000㎡以上)	鹿児島県土木部 建築課	099-286-2111
環境影響評価法 鹿児島県環境影響評価条例	法及び条例に定める規模の事業を実施する場合、事前に環境影響評価その他の手続が必要(太陽光発電施設は対象外)	鹿児島県環境林務部 環境林務課	099-286-2111
鹿児島県自然環境保全条例	自然公園区域内での開発については、事前に届出が必要	南九州市市民生活課	0993-56-1111
工業立地法	一定規模以上の特定工場の設置に関し、事前に届出が必要(水力、地熱、太陽光発電は対象外)	南九州市企画課	0993-83-2511
土壌汚染対策法	土地の形質変更(掘削・盛土)の合計面積が次のいずれか以上(①3,000㎡、②有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地等)にあつては、900㎡)着手する日の30日前までに届け出が必要	鹿児島県環境福祉部 環境保全課	099-286-2629
河川法	河川区域内の土地の占用及び掘削、盛土等を行う場合、河川管理者の許可が必要	南薩地域振興局 建設部建設総務課 南九州市建設課	0993-52-1372 0993-83-2511
道路法	道路の占用を行う場合又は道路に関する工事を行う場合、道路管理者の許可が必要	国土交通省 鹿児島国道工事事務所 南薩地域振興局 建設部建設総務課 南九州市建設課	099-216-3111 0993-52-1372 0993-83-2511
砂防法	砂防指定地内で、一定の制限行為を行う場合又は砂防設備等の占用を行う場合、事前に県知事の許可が必要	南薩地域振興局 建設部建設総務課	0993-52-1372
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内で、一定の制限行為を行う場合、事前に県知事の許可が必要	南薩地域振興局 建設部建設総務課	0993-52-1372
建築基準法	発電設備及び附属施設を設置する場合、特定の要件に該当する場合を除き、建築主事の確認が必要	南薩地域振興局 建設部土木建築課	0993-52-1395
森林法	森林地域内10,000㎡以上の開発行為を行う場合、県知事の許可が必要 森林法第5条に該当する10,000㎡以下の立木伐採については、伐採届出が必要	南薩地域振興局 農林水産部林務水産課 南九州市耕地林務課林務係	0993-52-1334 0993-36-1111
農地法	農地を転用して発電施設を設置する場合、農業委員会の許可が必要 3,000㎡以上は、県の許可が必要	南九州市農業委員会 事務局	0993-36-1111
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に発電施設を設置する場合、除外手続きが必要	南九州市農政課	0993-36-1111
文化財保護法	埋蔵文化財が確認されている土地での開発には事前に届出が必要	南九州市教育委員会 文化財課	0993-83-2511
南九州市法定外公共物管理条例	法定外公共物において、次に掲げる行為を行う場合、市の許可が必要 ・敷地の占用 ・土地の掘削等形状を変更する行為 ・工作物の新築、改築又は除去 ・上記の外法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為	南九州市財政課	0993-83-2511
ヤンバルトサカヤステまん延防止	ヤンバルトサカヤステまん延を防止するために、生息地域から工事で発生した残土、伐採木等の搬出時等は、まん延防止対策が必要	鹿児島県県廃棄物・リサイクル課 南九州市市民生活課生活環境係	099-286-2594 0993-56-1111